



智頭町告示第97号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年5月1日

智頭町長 金兒 英夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集5-1	智頭町河津原 300番地	423 E	保安林	0.55	2033/3/31 まで	
集5-2	智頭町河津原 328番地	423 F	保安林	0.28	2033/3/31 まで	

2 縦覧場所 智頭町山村再生課、智頭町のホームページ

3 本公告により、智頭町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。